

衆議院議員選挙制度における格差是正方式の見直しを求める決議（案）

衆議院小選挙区選出議員の選挙区については、平成28年5月に衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律が成立し、衆議院議員の定数の削減と、いわゆる一票の格差の是正措置が講じられた。

しかしながら、地方創生が叫ばれている中において、衆議院選挙区の新たな定数配分「10増10減」は、和歌山県の選挙区数が3から2に減少する大変厳しいものであり、県民にとって軽々しく肯んじられるものではない。

国会議員の選出に当たっては、人口ばかりではなく面積、地勢、経済活動等の人の流れなどの諸条件も大きな要素となり、和歌山県は、紀伊山地を広く抱え、人々が集まる地域は限られている。また、県民の生活圏はそれぞれ主要な河川に沿って形作られている。

こうした県土を人口に基づいて二分すると地理上は接していても生活、経済圏としては接点がない選挙区ができてしまう。

よって和歌山県議会は、司法の許容する範囲で、地方の衰退に歯止めをかけられる選挙制度の格差是正方式を検討すべきであるとする。

以上、決議する。

令和4年3月18日

和歌山県議会  
(提出者)  
藤山 将材  
長坂 隆司